

障害のある人もない人も、共に生きる

おおむら

障害者施設の取り組み

皆さんは「オレンジクロバー」をご存じですか。

「オレンジクロバー」は、市内12団体の障害者福祉施設で組織する「大村市障害者施設ネットワーク協議会」が製造する製品や食品の統一ブランド名です。ブランド化することで障害者施設の商品を広くお知らせし、収益を増やして障害者の工賃の向上を目指しています。

販売会では、施設を利用している障害者が接客することもあり、就労訓練の場にもなっています。実際に一般就労につなげた人もいます。



オレンジ色ののぼりが目印

べにまるくんに聞きました



自己紹介をお願いします。

ぼくの名前はべにまる！仲良くしてください！

べにまるくんの仕事は何ですか？

障害者施設商品ブランド「オレンジクロバー」のPR隊長として、いろいろなところへ出かけて宣伝しています。

商品はどうなものがありますか？

おかしやパン、缶バッジ、バッグ、お弁当など色々なモノがあります（※1）。

オレンジ色ののぼりを見かけます。

うれしいです！ぼくは「オレンジクロバー」をみんなに知ってもらうことが仕事なんです。地域のイベントにも出かけていますよ（※2）。

イベントに来てくれるんですか？

はい！ぼくはもつと皆さんに市内の障害者施設と素敵な商品を知ってもらいたいです。いろいろなところへPRに行きます！

べにまるくんはどこで会えますか？

おおむらケーブルテレビでは「べにさんポツ」という番組があります。毎月第一月曜日に放送していますので、ぜひ見てください。また、フェイスブック（Teamべにまる）や、無料通信アプリLINE（ライン）スタンプもできました。

べにまるくんの今後の活躍が楽しみです。

がんばります！「オレンジクロバー」を好きになってほしいやん！

自分だけのオリジナルが作れます



（※1）商品によっては、個人で注文できます。事務局にご相談ください。

（※2）べにまる出演依頼はオレンジクロバー事務局まで

■大村パールハイム内 ☎536709

障害者就労施設などからの物品調達に取り組んでいます

市など公の機関が、物品や役務を調達する際、障害者就労施設などから優先的、また積極的に購入することを推進するための法律「障害者優先調達推進法」が、平成25年4月に施行されました。

本市も調達方針を策定しており、平成25年度の調達実績額は6,125,750円（達成率98.8%）でした。平成26年度は達成する見込みです。県は、「長崎県障害者共同受注センター」を開設しており、一事業所では対応できない大口の受注を調整しています。物品調達をお考えの際は、障害者就労施設をご利用ください。

■障害福祉課

☎7306 FAX 531978

■県障害者共同受注センター

☎095(885)6681

社員は「人財」です



(左から)〇総務グループ 三戸さん ●副工場長 山本さん

●障害のあるなしに関わらず、人は一人一人違います。障害のある人には配慮が必要で、社員はかけがえのない存在であり「人財」です。さまざまな人財活用の一環として、積極的に障害者雇用を進めています。もちろん会社の方針はありますが、周りの社員の理解と協力がなければ障害者雇用はできません。

障害者雇用について

副工場長の山本さんと労務管理担当の三戸さんにお話をうかがいました

障害のある人はどう働いているんだろう？
よく、べにまるが取材しました。



株式会社 ニチレイフーズ長崎工場

べにまるくんの「潜入レポート」

おおむらの障害者雇用を追え！

株式会社 ニチレイフーズ長崎工場

〒850-0806 富の原1丁目1-557-1

☎ 86805 FAX 35322

昭和46年7月 大村市へ工場移転

従業員数 333人(知的障害3人 身体障害3人)

ニチレイグループ10社合計雇用率2.17%(平成25年度)

〇ずっと一緒に働いてもらえよう、いろいろな話をしながら状況を把握し、その人に合った仕事を担当させています。

雇用の際、選考基準は？

●意思疎通ができる、コミュニケーションがとれることです。作業は個人の能力によりますが、コミュニケーションでカバーできることが多いです。

定着するまで、問題点はどうに対応していますか？

〇ジョブコーチ(※)に相談しています。社内で話にくい悩みも、気心の知れたジョブコーチには本人たちも相談しやすいようです。私たちも助かっています。

※「ジョブコーチ支援」とは

障害者が仕事を覚え職場にスムーズに溶け込めるように、ジョブコーチ(職場適応援助者)と呼ばれる支援者が職場に出向いて、定期的にサポートを行います。



実際に働いている人にインタビュー！
担当の仕事は？

箱詰めされた商品をパレットに積み上げて運ぶ仕事です。6時間勤務です。



インタビュー中の宮崎さん

いつから働いているの？

6年前からです。初めはトライアル雇用(※)で、その3か月後から正式雇用になりました。最初は春巻の皮をつくる液の補充が担当でした。

※「トライアル雇用」とは

ハローワークなどの紹介で、原則3か月間、試用雇用(トライアル雇用)を行い、求職者の適正を判断し、企業側と求職者の双方が合意すれば本採用が決まる制度です。



仕事で特に注意していることは？

段ボール箱を落とさないように集中しています。落とした時はすぐに報告しています。これから働きたいと思う障害のある人へメッセージをお願いします！

わからないことは恥ずかしがらずに聞くこと。勇気を持って自分から笑顔で話しかけましょう！



「流れを止めないように9段階み上げます」

●法定雇用率とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、事業主は雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけられています。この割合を「法定雇用率」といいます。従業員が50人以上の事業主は障害者を雇用しなければなりません。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.0%
国、地方公共団体など	2.3%
都道府県などの教育委員会	2.2%

障害者雇用は理解と協力が必要です
法定雇用率があるといっても、障害者雇用は簡単ではありません。サポートする社員の配置や、その人に応じたきめ細やかな対応が必要です。「どこまで配慮するのか、どこまで求めているのか、障害者雇用の難しさをつくづく考えます。」と三戸さん。「ニチレイグループでは社会的責任、会社の使命として取り組んで行きます。」と力強く語ってくださいました。

■障害福祉課

☎ 207306 FAX 531978